

広島県人事委員会訓令第一号

人事委員会事務局

広島県人事委員会処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会処務規程の一部を改正する訓令

広島県人事委員会処務規程（昭和四十一年広島県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第五条に次の一項を加える。

3 調整監及び事業調整監は、課長の専決事項のうち、課長が事務局長の承認を得て指定するものについて専決することができる。

第六条第二項中「グループリーダーの中から課長の指名する者」を「課長があらかじめ指名する者」に改める。

第八条第一項第七号及び第十一条の二第一項中「総務審査課長」を「合同総務課長」に改める。

第十二条第一項中「総務審査課」を「合同総務課」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、ファクシミリ装置(以下「ファクシミリ」という。)及び電子通信システム(以下「電子メール」という。)により受信された文書等の收受及び交付については広島県電子文書等取扱要領(以下「電子文書等取扱要領」という。)の、電子文書交換システム又は電子申請システムにより受信された文書等の收受及び交付については、それぞれ広島県電子文書交換システム取扱要領(以下「電子文書交換システム取扱要領」という。)又は広島県電子申請システム取扱要領(以下「電子申請システム取扱要領」という。)の定めるところによる。

第十二条第二項及び第三項中「総務審査課」を「合同総務課」に改める。

第十三条中「総務審査課長」を「合同総務課長」に改める。

第十四条から第十七条までの規定中「総務審査課」を「合同総務課」に改める。

第十九条中「更に当該文書等の上部余白に「**一** 応供覧」と記載して」を削る。

第二十条第一項中「当該文書等の余白に「**供覧**」と記載し、」を削り、同条第二項を削る。

第二十八条中「総務審査課」を「合同総務課」に改める。

第三十条第一項中「総務審査課長」を「合同総務課長が定める者」に改め、同条第二項中「総務審査課長は、」を削り、「適法」を「適正」に改め、同条に次の二項を加える。

3 文書管理システムの機能を利用して公印の押印に係る承認を受けた文書に公印を押印するときは、当該文書を合同総務課長が定める者に提示し、審査を受けなければならない。

4 前項の審査において、適正と認めるときは、公印を使用させるものとする。

第三十一条第一号及び第二号中「総務審査課」を「合同総務課」に改め、同条第三号中「フ
アクシミリ文書取扱要領、電子メール取扱要領」を「電子文書等取扱要領」に改める。

第三十二条第一項中「総務審査課」を「合同総務課」に改める。

第三十五条中「総務審査課長」を「合同総務課長」に改める。

第三十六条の見出し中「総務審査課」を「合同総務課」に改め、同条第一項中「総務審査
課長」を「合同総務課長」に改める。

第三十七条から第三十九条までの規定中「総務審査課長」を「合同総務課長」に改める。

第四十条中「総務審査課長」を「合同総務課長」に、「用度課長」を「総務事務課長」に改
める。

第四十四条から第四十五条までの規定中「総務審査課長」を「合同総務課長」に改める。

別表第一事務局長専決事項の欄第一一般的事項第五号中「室長」を「担当監」に改め、「た
だし、」の下に「かつて職員であった者をその者が退職したときと同等以下の職に採用する場
合又は」を加え、「第十三号、第十五号、第十六号、第十八号及び第十九号」を削り、同欄
第一一般的事項第十三号中「の承認」の下に「(知事部局等の担当監及びこれに相当する職以
上の職に係るものを除く。ただし、事案の処理が緊急を要し、かつ、人事委員会を開くいと
まがない場合は、この限りでない。第十五号、第十六号、第十八号及び第十九号において同
じ。)」を加える。

別表第一グループリーダー専決事項の欄中第四号から第七号までを削り、第八号を第四号
とし、第九号を第五号とする。

附 則

この人事委員会訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。